

別紙1 市とSPCのリスク分担の基本的な考え方

リスクの種類	市	SPC
事業スキームの構築段階		
1. 本事業の住民への周知・理解不足による事業の遅延	(○) 市は右活動に資料提供などで協力	○ 住民説明及び関連する諸費用(会場設営、資料、パンフ作成など)はSPC負担
2. 設置基数(国庫補助基準:年間20基以上)の目標未達		○ 市の負担増はSPC負担
3. 制度変更等に伴う条例の重要な変更、事業スキームの重要な変更に起因する事業の遅延、契約解除	○ 国庫補助制度変更等に伴う事業遅延に対しては、市に起因する契約解除条項などで対応	
4. 自然災害等による事業続行不可	○ 不可抗力に起因する契約解除条項に基づき、契約解除金を事業者に支払う	(○) 不可抗力に起因する契約解除条項に基づき、契約解除に伴う一部費用を負担
工事から買取までの段階		
5. 設置届・工事完了届等法定要件に関わるトラブル	トラブルに起因して市が損害を受けた場合は事業者に求償可能	○ SPCが全て責任を負う
6. 工事計画・工事費をめぐる市民とのトラブル処理	トラブルに起因して市が損害を受けた場合は事業者に求償可能	○ SPCが全て責任を負う

7. 工事の実施に伴う市民・近隣とのトラブル	トラブルに起因して市が損害を受けた場合は事業者に求償可能	○ SPCが全て責任を負う
8. 受益者負担金の不納付	○ 市が全て責任を負う	(○) 納付に対する事前説明は SPC の責任
9. 工事中の自然災害による設備損壊		○ SPCが全て責任を負う 事業者は保険で対応
買取後、保守点検・法定検査の段階		
10. 保守点検、法定検査等法定要件に関わるトラブル	トラブルに起因して市が損害を受けた場合は事業者に求償可能	○ SPCが全て責任を負う
11. 保守点検、法定検査に関わる機能不全、使用者とのトラブル	トラブルに起因して市が損害を受けた場合は事業者に求償可能	○ SPCが全て責任を負う
12. 想定外保守管理費用の発生	トラブルに起因して市が損害を受けた場合は事業者に求償可能	○ 災害等の不可抗力以外、事業者が全て責任を負う。原因者の特定により遡及可・原因者不明の時は機能保証保険利用は可。災害による不可抗力時は、契約に基づき、契約解除可。
13. 使用料の不納付	○ 市が全て責任を負う。 不納付者の浄化槽の保守点検費用も市が負担	
資金調達・支払段階		
14. SPC の破綻、契約解除時における損害の発生	契約解除の原因者側が負担	

15. SPC の破綻、契約解除時における修復費用の発生	○ 市が負担。事業者に破綻保険への付保を要求	
16. SPC の破綻、契約解除時における債権者への支払		○ SPCが負担・市への遡及は不可
17. 市の買取時期の遅れ・年度委託費の支払の遅れ	○ 市は事業者の経過金利負担、損害を賠償する責任	

※ (○) は当該リスクの一部を限定的に負担するものである。